

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月2日(水) 午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (19人)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 中島ふぢ子

2番 山口 秀行

3番 川崎 豊洋

4番 新宮 義晃

5番 池田 恵

6番 小川 龍也

7番 水田武次郎

農地利用最適化推進委員 (11名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

田口 健一

池田 保吉

中島 政秀

小柳 仲雄

内田 秀敏

柳瀬 伸博

松本 広喜

4. 議事日程

- 議案第 5号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
- 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理機構との貸借)
- 議案第 10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について
- 議案第 11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理機構の売買)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸
農地係長 中川 博文
主 査 西村 壽真

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第2回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、1番の中島委員と2番の山口委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第5号が3件、議案第6号が6件、議案第7号が1件、議案8号が1件、議案第9号が2件、議案第10号が2件、議案第11号が1件となっています。</p> <p>それでは議案第5号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p>
議長	<p>1番について事務局の説明を求めます。</p>

	(事務局説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び田口推進委員から調査報告をお願いします。
水田委員	貸人と借人は親子関係で年金受給のため貸し借りしておりましたが、後程議案で出てきますところに譲渡をするために合意解約となっております。
議長	続きまして、池田農業委員及び池田推進委員、調査報告をお願いします。
池田委員	今回初めてでしたので、水田委員と一緒に行って確認しました。報告については、水田委員と同じとなります。
議長	調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、1番は原案どおり認められました。
議長	お諮りします。2番、3番は貸人が同一人で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、2番、3番について一括して、事務局の説明を求めます。
議長	(事務局説明) 事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び田口推進委員から調査報告をお願いします。
水田委員	順番と違いますが、3番の方から説明させていただきます。29日に借借人と話してます。借借人からはもうそこまで手が回らないという事から今回合意解約となりました。その後2番と電話しまして、貸貸人の子が破産し

	<p>て、破産弁護人から小作料を支払ってくれと言われ、支払ったけれど、本人の手に渡らないのであれば、本来割に合わない契約を結んでいたため、解約しようかと3番の賃貸人と話をして、お互いに納得して合意解約に至ったという事です。</p> <p>ただ、何もしなければ荒れていく一方なので、草払い等は行いますという事でした。</p>
議長	<p>続きまして、池田農業委員、調査報告をお願いします。</p>
池田農業委員	<p>現場はかなり良い状態で、もったいない所でありましたが、事情が事情ですので、仕方がないかなと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続いて、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。1番、2番は譲受人が同一人で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、1番、2番について一括して、事務局の説明を求めます。</p>
議長	<p>(事務局説明)</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、池田農業委員から調査報告をお願いします。</p>

池田農業委員	<p>この件について、譲受人に話を伺いましたが、1番の譲渡人について、ずっと前に売買は済んでいましたが、登記を移していなかったという事で、今回申請しましたとの事です。場所については芋畑として活用しており、販売先も決まっているそうです。</p> <p>そして2番ですが、譲渡人が高齢で、譲受人が近くで耕作しているため購入してほしいと言われ、購入を決意しましたとの事でした。</p>
議長	<p>続きまして、水田農業委員調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>この1番の売買は譲渡人のお父さんと話がついていたそうです。14～5年前の反当りの値段としては破格の値段がついています。2番の分については、実際は数年前から譲受人が耕作を頼まれていて、小作料は支払ったそうですが、今年になってから買ってくれと言われ、購入をすることにしましたとおっしゃってました。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認められました。</p> <p>続きまして、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は、許可相当と認められました。</p> <p>お諮りします。3番から6番の4件は譲受人が同一人で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、3番から6番の4件について一括して、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局説明)</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。
水田農業委員	<p>先ほど言いましたが、18条解約の方です。この土地の売買については、今までも子が作っていて、売る話を断っていたが、昨年足を怪我して耕作が難しくなったことで決断に至りましたと。航空写真を見るとわかりませんが、傾斜がきつく、致し方ないところかなと。</p> <p>それと、譲受人ですが、現地で会いたいという事で、来ていただきましたが、会社概要をお聞きして、今回別のところで何度か収穫をなされ、太良で耕作放棄地も開拓して作られるという事で、ありがたいなと思う所です。</p>
中島推進委員	私も31日に立会いをし、水田委員の話の通りです。譲受人の会社も経営母体もしっかりし、話をしていると大規模で経営をしたいとの事で、3～6までで7町くらいになり、まだもう少し増やしたいとの話もお伺いしました。遊休農地を耕作したいとの事で有効利用されるならとても良い話ではないかと思います。
議長	続きまして、池田農業委員及び池田推進委員、調査報告をお願いします。
池田農業委員	今おっしゃったとおりですが、今後企業が参入して、規模が増えれば雇用も増えるので、農業の変わり目なのかなという印象を受けました。
池田保推進委員	皆様がおっしゃったので、特に発言はありません。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は許可相当と認められました。</p> <p>続きまして、4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、4番は許可相当と認められました。 続きまして、5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>すみません、5番と6番の調査報告がまだなのですが。</p>
議長	<p>それでは5番、6番について、調査報告をお願いします。</p>
池田委員	<p>5番についてですが、譲渡人が町外におられますので、電話にて対応しました。 数十年も町外におられ、とても荒れている状態でしたので、譲ることが出来て良かったとおっしゃっていました。 それで6番についても、隣接した農地になりますので、一緒に求めたという事でした。</p>
水田農業委員	<p>5番と6番に関してですが、20年以上前に減反事業で植林されています。それで、本人もその土地については、農地ではなく山林と思っていたみたいですが、地目の変更が行われておらず、農地のままだったという事で、今回の売買にてわかったとおっしゃっていました。</p>
議長	<p>それでは5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、5番は許可相当と認められました。 続きまして、6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、6番は許可相当と認められました。 続いて、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 1番について事務局の説明を求めます。</p>

議長	<p>(事務局説明)</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員及び松本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島農業委員	<p>この土地は診療所があったところで、4～50年前に譲っていたところだそうで、名義変更が行われていなかった為、今回別の方が譲り受ける際にそこも贈与という形で名義変更を行いたいとの事です。</p>
松本推進委委員	<p>先ほど中島委員の報告で間違いありません。</p>
議長	<p>私からも報告します。3名で確認を行いました、前の所有者が土地の交換を行って、基礎を作って建物を作っていたのですが、今回、その建物を壊して新たに建物を建てる際に基礎の部分が測量によって一部が別の筆であることが判明したという事で、土地の名義等を確認したところ、前の所有者のままで農地のままだただという事も判明したため、今回の申請に至りましたという事です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続いて、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p>
議長	<p>(事務局説明)</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事務局の説明どおり、今回は期間を5年から15年に延長するとのことです、調査報告は省略します。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、1番は原案どおり認められました。</p>
議長	<p>お諮りします。次の議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構との貸借）、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用賃借権設定について、及び議案第10号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権及び使用賃借権設定については関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、議案第9号の1番、2番及び議案第10号の1番、2番について一括して、事務局の説明を求めます。</p>
議長	<p>(事務局説明) 事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎農業委員	<p>借手については、専業農家でたまねぎで1町3反つくられています。本人に確認しましたが、今回利用権で設定したいという事で、よろしく願いしたいとの事でした。</p>
内田推進委員	<p>9号の1についてですが、別の人が借りたりもしていたのですが、途中で耕作を放棄されて、私が数年間管理をしていたのですが、このままでは良くないとの事で、きちんと利用権の設定をしたいと思い、同じ地区の人をお願いをしました。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第9号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。</p>

議長	<p>したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第10号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続いて、議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による所有権移転について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p>
議長	<p>(事務局説明) 事務局の説明が終わりました。 事務局の説明どおり、前回に澤山さんから農業公社へ一時的に所有権を移転した農地を、今回、本来の買主である竹下さんへ所有権を移転するものですので、調査報告は省略します。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、1番は原案どおり認められました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。</p>

議長	この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第2回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成29年 8月 2日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 中 島 ふぢ子

議事録署名者 山 口 秀 行